



コピー

許可番号 第 02856008188 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字稲干1048番地2
 氏 名 株式会社新岡山工業
 代表取締役 田口 孝利

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 井戸 敏三



許可の年月日 平成29年11月17日

許可の有効年月日 令和6年11月16日

1. 事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない)
 取扱特別管理産業廃棄物の種類

- 燃え殻
- 汚泥
- 廃油
- 廃酸
- 廃アルカリ
- ばいじん
- 廃ポリ塩化ビフェニル等(ポリ塩化ビフェニルの濃度が5000mg/kg以下のものと、電気機器又はOFケーブル(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが廃棄物となったものに限る。)
- ポリ塩化ビフェニル汚染物(ポリ塩化ビフェニル汚染物のうちポリ塩化ビフェニルの濃度が5000mg/kg以下のものと、電気機器又はOFケーブル(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものに限る。)

以上 8 種類

2. 許可の条件

- 当該特別管理産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。
- ポリ塩化ビフェニルの濃度が5000mg/kg以下の絶縁油を含むものや、ポリ塩化ビフェニルを使用していないとする電気機器等であって微量のポリ塩化ビフェニルに汚染された絶縁油を含むものの運搬時には、容器等を固定することなどにより、運搬時に破損・漏洩が起こらないよう十分な対策を講ずること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成7年11月17日 新規許可
 平成10年6月19日 変更許可(取扱特別管理産業廃棄物の追加)
 平成12年11月17日 更新許可
 平成17年11月17日 更新許可
 平成20年1月25日 変更許可(取扱特別管理産業廃棄物の追加)

平成22年11月17日 更新許可
 平成25年7月30日 変更許可(取扱特別管理産業廃棄物の追加)
 平成28年7月22日 変更許可(取扱特別管理産業廃棄物の追加)
 平成29年11月17日 更新許可

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無